

公立大学法人山梨県立大学学章等規程

(平成31年3月1日制定 法人第6003号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の学章、スクールカラー及びロゴタイプ（以下「学章等」という。）を定めるとともに、使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(学章等の形状等)

第2条 学章等の形状、色、寸法比率及び組み合わせ等は、別に定めるガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を原則とする。ただし、1色で表現する場合は、スクールカラー、黒色または白色とする。

2 学章に組み合わせて使用することができる文字は、原則として「公立大学法人山梨県立大学」、「山梨県立大学」又は「Yamanashi Prefectural University」とし、ガイドラインに規定されたロゴタイプを使用するものとする。

3 学章と組み合わせて使用する際に、1色で表現する場合は、学章の色と同一とし、スクールカラー、黒色または白色とする。

(使用者)

第3条 学章等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 法人
- (2) 本学の役職員及び学生
- (3) 本学の役職員及び学生で組織する団体
- (4) その他理事長が適当と認めた者

(使用申請)

第4条 前条第4号に規定する者が学章等を使用する場合は、別記様式第1号により理事長あて事前に申請し、許可を得なければならない。

2 理事長は、前項の申請に基づき、使用の可否を決定し、別記様式第2号により通知する。

(遵守事項)

第5条 使用者は、本規程及びガイドラインを遵守し、法人の尊厳と品位を損なわないように配慮しなければならない。

(使用停止)

第6条 理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、学章等の使用を取り消し又は停止させることができる。

- (1) 法人の名誉が傷つけられ、または傷つけられる恐れがある場合

- (2) 第5条の規定に違反した場合
- (3) 学章等の使用許可を受けずに使用している場合
- (4) その他、理事長が必要と認める場合

(事務)

第7条 学章等の使用に関する事務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、学章等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学理事長 殿

所属
職名
フリガナ
氏名（団体名）

印

学章等使用申請書

公立大学法人山梨県立大学学章等規程第4条第1項の規定により、学章等の使用を申請します。

なお、許可されたうへは、第5条にかかる事項を遵守します。

- 1 使用するもの（○をつける） 学章 ログタイプ
- 2 目的
- 3 使用方法及び場所
- 4 使用期間
- 5 その他（団体の場合は代表者名等）

様式第2号（第4条第2項関係）

文書番号
年 月 日

申込者 様

公立大学法人
山梨県立大学理事長 印

学章等使用許可（不許可）通知書

年 月 日付けで使用申請のあったこのことについて、下記のとおり使用を認めること（認めないこと）を決定したので通知いたします。

- 1 使用するもの
- 2 目的
- 3 使用方法及び場所
- 4 使用期間
- 5 付帯事項（使用契約等）

担当所属
担当者職・氏名
連絡先